

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. June 2015

### 相続税法案が立法議会を通過

タイ国立法議会は、相続税の対象となる遺産額を50百万バーツから100百万バーツに引き上げた上で相続税法案を承認しました。100百万バーツを超える遺産に対して10%の税率で相続税が課されます。相続人が被相続人の卑属や尊属の場合には5%の税率が適用されます。

### IHQ および ITC に対する法人所得税の減免措置

勅令 No. 586 および 587 は、適格国際統括会社 (International Headquarters: IHQ) および国際貿易センター (International Trading Centers: ITC) に対する以下の租税減免措置を規定しています。

- IHQ および ITC に勤務する外国人従業員の給与所得に15%の軽減個人所得税率を適用する。
- IHQ に対して、タイ国内の関連企業に提供される適格サービス（管理業務、支援業務、技術および財務管理業務）から生ずる所得、およびタイ国内の関連企業から受け取るロイヤルティーについて15年間、10%の軽減法人所得税率を適用する。
- IHQ に対して、タイ国外の法律に基づいて設立された関連企業に提供される適格サービス（管理業務、支援業務、技術および財務管理業務）から生ずる所得、国外関連企業から受け取るロイヤルティーおよび配当、そして国外関連企業の株式の譲渡から生ずる譲渡益について15年間、法人所得税を免除する。
- IHQ および ITC に対して、タイ国内に物品を持ち込まない海外での物品の調達および販売、ならびに外国企業との国際貿易取引に関連するサービス（物品の調達、物品の保管、物品の輸送、物品への付保など）から生じる所得について15年間、法人所得税を免除する。
- IHQ が国外企業に対して支払う配当および利息に係る法人所得税を免除する。関連企業へのローンの提供から生ずる所得に対する特定事業税を免除する。

上記恩典を受けるために、IHQ および ITC は一定の要件を満たさなければなりません。例えば、払込済資本金額が最低10百万バーツであること、年間の営業費が最低15百万バーツであること、タイ国外の法律に基づいて設立された関連企業に適格サービスを提供していること、そして歳入局長から承認を得ていること。

### 正式な移転価格税制を歳入法で制定

タイ国内閣は、財務省から提案された歳入法の移転価格税制を改正する法案を承認しました。当該税制の主な特徴は以下のとおりです。

- 歳入局のオフィサーは、独立企業間価格に基づかない関連者間取引の価格（収入および費用）を調整する権利を有する。資本、管理もしくは支配面において直接または間接的に関係のある者（2以上の法人もしくはパートナーシップ）は関連者とみなされる。
- 移転価格調整の結果、納税者が過払税金の還付請求の権利を有する場合、賦課通知書を受け取った日から60日以内もしくは申告書の提出期限から3年以内に還付請求を行わなければならない。当該措置は、二重課税の排除を目的としている。
- 関連者との取引を有する納税者（法人もしくはパートナーシップ）は、事業年度末日から150日以内に、当該事業年度に係る次の事項を詳述した移転価格に関する書類を作成および提出しなければならない。(1) 取引相手との関係（直接もしくは間接的な資本関係、管理/支配関係など）、および(2) 関連者間取引に採用された移転価格算定方法とその方法を採用した理由。当該書類に関する要件に従わなかった場合、もしくは不正確あるいは不完全な書類を提出した場合には、40万バーツ以下のペナルティーが科される。

## 一定の経済特区への投資に対する税務恩典

勅令 No. 584 は、南部国境 4 県（ナラティワート県、パッタニー県、ヤラー県、ソクラ県）の経済特区 (Special Economic Development Zone : SEZ) で事業を営む者に対して税率を引き下げることが規定されています。恩典の内容は以下のとおりです。

- 事業活動から生じる所得（タイ国歳入法Sec. 40 (7) および (8) に規定する所得）に対する個人所得税率を0.1%に引き下げる。
- SEZ内における物品の販売およびサービスの提供から生じる所得に対する法人所得税率を3%に引き下げる。
- SEZ内の不動産の譲渡から生じる所得に対する個人所得税率および源泉税を0.1%に引き下げる。
- SEZ内の不動産の譲渡に係る特定事業税を0.1%に引き下げる。

当該勅令の規定は、2015年1月1日から2017年12月31日の間に物品の販売およびサービスの提供から生じた所得に対して適用されます。

## 経済特区 (SEZ) 内の法人に対する法人所得税率の引き下げ

タイ国内閣は、SEZ内に新規に設立された法人もしくは事業活動に使用する建物を拡張した既存法人に対し、10会計年度にわたって10%の軽減法人所得税率を適用するという財務省の提案を承認しました。当該新制度は、SEZにおける投資の推進を目的としています。当該税率の対象は、輸入品の代替物品の製造、輸出用物品の製造、SEZ内で競争力が損なわれそうな物品の製造、SEZ内で提供され使用されるサービスから生じる所得です。

## 電子出版物に係る VAT 免除

勅令 No. 585 は、インターネットを介して電子形式で提供される新聞、雑誌もしくは教科書に対するVATを免除することを規定しています。

## ネパール地震の被災者に対する寄附金

タイ国歳入局は、先のネパール地震の被災者に対する寄附が、タイ国政府機関を通じて行われた場合に限り、法人所得税および個人所得税の計算上控除対象になることを公表しました。同様に、法人もしくはパートナーシップを通じて行われた現金や資産の寄附は、控除対象とするためには、その後タイ国政府機関に送られなければなりません。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

## 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax  
Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

Legal Services  
Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax  
Darika Soponawat  
+66 (0) 26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

Transfer Pricing & Business Tax  
Dr. Kancharat Thaidamri  
+66 (0) 26765700 ext 11205  
[ktthaidamri@deloitte.com](mailto:ktthaidamri@deloitte.com)

Business Tax (Business Model  
Optimization)  
Korneeka Koonachoak  
+66 (0) 2676 5700 ext 5023  
[kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

Global Employer Services  
Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

Transfer Pricing & Customs Services  
Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

Business Tax (M&A) & FSI  
Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 220,000 professionals are committed to making an impact that matters.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.